

選挙管理委員の罷免について

1 根拠法令

■地方自治法 第百八十四条の二

普通地方公共団体の議会は、選挙管理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は選挙管理委員に職務上の義務違反その他選挙管理委員たるに適しない非行があると認めるときは、議決によりこれを罷免することができる。この場合においては、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。

② 委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。

2 罷免の判断事由

■心身の故障

病気その他の精神的、肉体的な故障で、その程度が職務の執行に堪えない程度に長期的あるいは重大なものである場合

■職務上の義務違反

正当な理由なく職務を遂行しない場合、職務上知り得た秘密を洩らした場合、選挙に際し運動をした場合（公選法第136条）など

■適しない非行

社会的非難に値する行為であり、破廉恥罪を犯したことなど公私の別なく責任を追及する場合

3 罷免の手続き

■公聴会の開催

罷免は議会の議決により行うが、常任委員会又は特別委員会にて公聴会を開催することが必要となり、いずれの委員会に付託するかは議会の判断による。

なお、公聴会を開催せずに行った罷免は法手続きを欠き無効となる。

4 その他

罷免は、一般職員の場合の分限免職及び懲戒免職に相当するもので、選挙管理委員が議会により選任されることから罷免事由が特定され、その事由に該当する場合のほか、その意に反して罷免されることがないため、慎重な判断が求められる。